

条 例

鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例をここに公布する。

令和8年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者（以下「一時保護委託者」という。）の登録に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一時保護委託者の登録に関する基準)

第3条 一時保護委託者の登録に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、一時保護委託者の登録に関する基準は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表入所者の支援等の項第5号の規定は、令和8年12月25日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
職員	1 児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとする。 2 入所する児童の保護に直接従事する職員以外の職員は、必要に応じ、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができる。
設備	1 次に掲げる設備を設けるものとする。 (1) 児童の居室 (2) 食事をする場 (3) 浴室 (4) 便所 2 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えるものとする。 3 入所する児童の居室以外の設備は、必要に応じ、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。
入所者の支援等	1 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしないものとする。 2 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。 3 施設等により児童の行動を制限しないものとする。 4 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。 5 法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力

	等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずるものとする。 6 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認するものとする。 7 入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向及び意見表明等支援事業によって把握された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行うものとする。 8 児童相談所長と協力し、登録一時保護委託施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するものとする。 9 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないものとする。また、合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談し、児童相談所長が児童に対し、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう、児童相談所長に協力するよう努めるものとする。なお、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管するものとする。 10 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮するとともに、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。 11 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努めるものとする。
事故等への対応	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。